

参考資料1

(公印・契印省略)

諮詢 第 1236 号
令和 5 年 7 月 7 日

情報通信審議会
会長 遠藤 信博 殿

総務大臣 松本 剛明

諮詢 書

下記について、別紙により諮詢する。

記

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付
金・負担金の算定等の在り方

諮問第 1236 号

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方

1 濟問理由

総務省は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号）により、一定のブロードバンドサービスを「第二号基礎的電気通信役務」（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス）として位置付け、
① 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対する規律を設けるとともに、
② 不採算地域で第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対する交付金制度を創設する
等の内容を含む制度改正を行った。

上記の制度改正に関連して、政令及び総務省令への委任事項である、第二号基礎的電気通信役務の範囲、事業者規律や新たな交付金制度の具体的な内容等に係る検討結果を取りまとめた情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」（令和 5 年 2 月）では、交付金・負担金の詳細な算定方法（例：原価・収益の算定の在り方、共通費の配賦基準、ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方）や特別支援区域の指定の基準となる「大幅な赤字額」の設定方法等について、検討を深めることが適当とされたところである。

以上により、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方について諮問するものである。

2 答申を希望する事項

（1）交付金・負担金の詳細な算定方法

（例：原価・収益の算定の在り方、共通費の配賦基準、ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方）

（2）特別支援区域の指定の基準

（3）その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

令和6年3月目途 答申を希望

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。